

【 外形標準課税:申告時チェックリスト 】

外形標準課税の課税標準の算定にあたって、注意が必要な項目、誤り等が多い項目についてのチェックリストです。申告時に御活用ください。
なお、チェック欄の右側にチェックが入る場合は、算定に誤り等があると思われます。いま一度、内容を御確認ください。

<報酬給与額>

項 目	確 認 内 容	チ ケ ッ ク 欄	留 意 点
ア)通勤費	(1)所得税非課税通勤費を申告に含めていませんか? (2)課税通勤費は申告に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない	・所得税における非課税通勤費は報酬給与額に該当しませんが、課税通勤費は該当します。 ・実際の支給額から積算する場合は、消費税分は除いて計算します(実支給総額×100/110)。
イ)給与所得とされる現物給与等	(3)給与・賞与以外に源泉徴収しているものがありますか?持株会奨励金や現金で支給した表彰金、その他給与所得とされる現物給与などを申告に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない	・所得税において給与所得・退職所得とされるものは、どのような勘定に計上していても、報酬給与額に該当します。産業医報酬を給与所得として源泉徴収している場合も該当します。
ウ)非居住者の給与	(4)所得税法に規定する非居住者への給与は、所得税は課されませんが、報酬給与に該当します。申告に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない	・外国に勤務する役員または使用人が非居住者に該当する場合、所得税は課税されませんが報酬給与に含めます。この場合、実費弁済の性格を有する手当の支給は含めません。 ・恒久的施設に勤務している場合は、外国の事業に帰属する報酬給与となります。
エ)振替えた人件費	(5)当期中に研究開発費やソフトウェア開発費、建設仮勘定等に振り替えた給料はありますか?申告に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない	・人件費以外の勘定に振替えたものも該当しますので注意してください。また資産に計上したものは、計上年度の報酬給与額に該当します。

項目	確認内容	チェック欄	留意点
オ)法人税別表4の 加減算	(6)申告にあたって調整されていますか?役員賞与の損金否認など、損金不算入となつたものは除外されていますか。	<input type="checkbox"/> 調整すみ <input type="checkbox"/> 未調整 または調整不要	<ul style="list-style-type: none"> ・加算欄は損金不算入なので減算、反対に減算欄は損金算入なので加算します(費用項目の場合)。 ・賞与引当金や退職給付引当金は、繰入時は報酬給与額に該当しませんが、取り崩して支払った年度の報酬給与額に該当します。
カ)雇用対策補助金	(7)国や地方公共団体から、雇用対策として給与相当分の補助金を受けている場合、この補助金分を報酬給与額から除いていませんか?	<input type="checkbox"/> 除いていない <input type="checkbox"/> 除いた または該当が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬給与額は、法人が給与等として支出した金額になります。よって、雇用対策補助金を受けている場合であっても、補助金相当分の金額を報酬給与額から除くことはできません。
キ)出向	<p>(8)出向者給与負担金について、</p> <p>①非課税通勤費や法定福利費等を除いた額で正しく加減算されていますか?</p> <p>②受払している退職手当・退職給付費用の負担金について、その内容が<u>退職一時金</u>に係るものは、受け取っていても減算せず、支払っていても報酬給与に含めません。そのように申告していますか?</p> <p>③受払している退職給付費用の負担金について、その内容が<u>企業年金掛金</u>に係るものは、給与や賞与と同様に、受け取つていれば減算し、支払つていれば報酬給与に含めます。そのように申告していますか?</p>	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない または該当が無い <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない または該当が無い <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない または該当が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・出向者給与負担金については次の者の報酬給与額となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 給与・賞与・実質的負担者(実際に負担している者)の報酬給与額 ② 退職手当・形式的支払者(従業員に支払いをした者)の報酬給与額 ③ 企業年金掛金・実質的負担者(実際に負担している者)の報酬給与額 ・給与負担金に、非課税通勤費・法定福利費・退職手当が含まれていたら、それを除いて積算してください。 ・また、前年度の人事費(法定福利費含む)の合計額×1/12を毎月の給与負担額としているような場合は、実績に基づいていないので、全額を報酬給与額とします。

項目	確認内容	チェック欄	留意点	
ク)企業年金等の掛金	(9)企業年金の掛金を申告していますか? (10)預かった従業員負担分を申告に含めていませんか? (11)厚生年金基金については、代行部分を除いていますか? (12)事務費掛金部分は除いていますか?	<input type="checkbox"/> している または制度が無い <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い <input type="checkbox"/> 除いた または該当が無い <input type="checkbox"/> 除いた または該当が無い	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 除いていない <input type="checkbox"/> 除いていない	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員負担分は給料から天引きし、法人負担分とあわせて納入しますが、報酬給与額の対象となる掛け金は法人負担分のみです。従業員負担分は報酬給与額には該当しません。 ・代行返上している場合は、代行部分はありません。 ・請求書に「付加保険料」とあれば事務費掛金である可能性が高いので、内容を確かめてください。 ・国に納付する厚生年金保険料は、報酬給与額には該当しません。
ケ)請負契約だが、実質的には労働者派遣であるもの	(13)契約上は請負契約だが、実質的には労働者の派遣・出向であると思われるものを申告に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めている または該当が無い	<input type="checkbox"/> 含めていない	<ul style="list-style-type: none"> ・請負契約であっても、実態が派遣・出向に該当する場合は、報酬給与額に該当します。その場合、報酬給与額に含めるのは、労務の提供の対価に相当する金額です。
コ)シルバー人材センター	(14)シルバー人材センターとの業務委託契約料を申告に含めていませんか?	<input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い	<input type="checkbox"/> 含めている	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターに支払った委託契約料は、会員に分配され雑所得として申告され、給与所得にあたらなければ、報酬給与額には該当しないこととしています。 ・ただし、シルバー人材センターと「派遣法に基づく派遣契約」を結んだ場合は、労働者派遣料の75%が報酬給与額の対象となります。

<純支払利子>

項目	確認内容	チェック欄	留意点
サ)預貯金の利息	(15)源泉所得税や県民税利子割を控除する前の金額で申告していますか?	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない または利息が無い	・受取利子となるのは、源泉所得税や県民税利子割が控除される前の金額です。
シ)配当金・保証料・手数料	(16)配当金・保証料・各種手数料は、申告に含めていませんか?	<input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている または該当が無い	・配当金・保証料・手数料は該当しません。 ・信用取引における「日歩」「逆日歩」は含め、貸株料は該当しません。
ス)売上割引・仕入割引	(17)売上割引・仕入割引は、申告に含めていませんか?	<input type="checkbox"/> 含めていない <input type="checkbox"/> 含めている または該当が無い	・売上割引・仕入割引は該当しません(なお、手形割引料は、純支払利子の対象となります)。
セ)法人税別表8の「負債の利子」	(18)法人税別表8は作成されていますか?「負債の利子」と申告された支払利子は一致していますか?	<input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 一致していない または別表8が無い	・支払利子は法人税別表8の「負債の利子」とほぼ一致します。(法人税別表8は作成されていない場合もあります。)
ソ)利子税	(19)利子税は申告に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い	・利子税、並びに法人住民税・法人事業税に係る納期限延長の場合の延滞金(いずれも法人税の所得の計算上、損金算入されるもの)は支払利子に該当します。

<純支払賃借料>

項目	確認内容	チェック欄	留意点
タ)動産の賃借料	(20)動産(機械や自動車等)の賃借料は、申告に含めていませんか?	<input type="checkbox"/> 含めていない <input checked="" type="checkbox"/> 含めている または該当が無い	・純支払賃借料の対象となるのは、土地または家屋の使用の対価です。よって動産の賃借料は含めません。
チ)道路占用料 ・河川占用料	(21)道路占用料(占用期間が1ヶ月以上)はありますか?申告に含めていますか?	<input checked="" type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い	・占用期間が1ヶ月以上の道路占用料は支払賃借料に該当します。河川占用料も同様に該当します。
ツ)保管料・倉庫料	(22)保管料・倉庫料(期間が1ヶ月以上)はありますか?申告に含めていますか?	<input checked="" type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い	・期間が1ヶ月以上のものは、純支払賃借料に該当します。
テ)入出庫料	(23)入出庫料は申告の際、除かれましたか?	<input type="checkbox"/> 除いた <input checked="" type="checkbox"/> 除いていない または該当が無い	・契約書や請求書で明らかな役務の対価(荷役料・入出庫料)は除きます。
ト)共益費	(24)共益費は申告の際、除かれましたか?	<input type="checkbox"/> 除いた <input checked="" type="checkbox"/> 除いていない または該当が無い	・契約書や請求書で明らかな共益費は除きます。共益費は受取賃借料からも除外されているか確認してください。
ナ)社宅・寮家賃	(25)社宅家賃も申告に含めていますか?	<input checked="" type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い	・社宅家賃も純支払賃借料です。福利厚生費勘定など、賃借料以外の勘定科目に計上されている場合も該当します。共益費や光熱水費は除きます。
ニ)看板設置料	(26)土地又は建物の壁面等を賃借することにより発生した看板設置料(広告宣伝費などに計上)を申告に含めていますか?	<input checked="" type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い	・ただし、予め建物所有者等が設置した看板の全部又は一部に自社の社名や広告等を出す場合は、構築物のみの賃借ですので、純支払賃借料に含めません。

<付加価値額全般>

項目	確認内容	チェック欄	留意点
又) 雑益・雑損	<p>(27) 雜益・雑損に含まれる次のような項目を申告に含めていますか?</p> <p>【報酬給与額】出向者給与負担金受入、特別慰労支給金など</p> <p>【純支払利子】還付加算金・従業員貸付金利息など</p> <p>【純支払賃借料】電柱敷地使用料・自販機設置手数料・受取賃借料など</p>	<input type="checkbox"/> 含めている または該当が無い <input type="checkbox"/> 含めていない	<ul style="list-style-type: none"> ・出向者給与負担金受入については報酬給与から減算できますが、その内容が退職一時金に係るものは減算できません。 ・還付加算金(雑益によく含まれています)は受取利子に該当します。 ・電柱敷地使用料、自販機設置手数料(電気代を除く)などは受取賃借料に該当します。雑益に含まれ、漏れことが多いので注意が必要です。 ・当期に現金の支払いが無いものでも、損金算入されたものは、当期の報酬給与額に該当します。利子・賃借料についても同様です。
ネ) 未払給与等	(28) 当期末に未払給与の計上がありますか? その金額は、当期の報酬給与額に含めていますか?	<input type="checkbox"/> 含めている または該当が無い <input type="checkbox"/> 含めていない	

<資本金等の額>

項目	確認内容	チェック欄	留意点
★平成27年3月31日以前に開始する各事業年度			
ノ)法人税別表5(1) 明細書	(29) 法人税別表5(1)「資本金等の額の計算に関する明細書」の額と、申告した資本金等の額は一致していますか？	<input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 一致していない	・資本金等の額は、原則として法人税別表5(1)「資本金等の額の計算に関する明細書」の「差引翌期首現在の額」と一致します。
ハ)自己株式の取得	(30) 自己株式を取得した場合は、資本金等の額から減算しましたか？	<input type="checkbox"/> 減算した <input type="checkbox"/> 減算していない または該当が無い	・会社法制定に伴う平成18年度法人税法改正により、自己株式を取得した場合は、資本金等の額から税務上の簿価を減算することになりました。
★平成27年4月1日以降に開始する各事業年度			
ヒ)法人税別表5(1) 明細書、 貸借対照表、 株主資本等変動 計算書など	(31) 申告した資本金等の額は、法人税別表5(1)「資本金等の額の計算に関する明細書」の額に、無償増減資の金額を増減した金額ですか？ (32) (31)で算定した「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」の合算額を比較し、「資本金+資本準備金」の合算額が大きい場合に、その額を資本割の課税標準である資本金等の額にしていますか？	<input type="checkbox"/> 増減している または該当が無い <input type="checkbox"/> 増減していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	・平成27年4月1日以降に開始する事業年度について は、法人税法の資本金等の額に無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合に、その額を調整した 金額が地方税法上の資本金等の額になります。 ・(31)で算定した「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」の合算額に満たない場合、「資本金+資本準備金」の合算額が、資本割の課税標準である資本金等の額になります。

＜分割基準＞ ※埼玉県以外にも事務所・事業所がある場合に御確認ください。

項目	確認内容	チェック欄	留意点
フ)従業者の数	<p>(33)法人事業税の分割基準の算定において、主たる事業が製造業である場合、工場の従業者数を1.5倍していますか？</p> <p>(34)派遣会社から派遣を受けた労働者を従業者数に含めていますか？</p> <p>(35)契約上は請負契約だが、実質的には労働者の派遣・出向である場合、当該派遣者や出向者を従業者数に含めていますか？</p>	<input type="checkbox"/> 1.5倍している <input type="checkbox"/> 1.5倍していない または該当が無い <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めていない または該当が無い <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めいない または該当が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、1.5倍する必要があります。 ・従業者数には、正社員やアルバイトなどの直接雇用者だけでなく、派遣労働者や出向者も含める必要があります。
ヘ)事務所等の数	<p>(36)主たる事業が非製造業で、事務所等を算定する場合、事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計しましたか？</p> <p>(37)主たる事業が非製造業である場合、次のような事務所等を分割基準の算定に含めていますか？</p> <p>① 従業員は常駐していないものの、継続的に使用している事務所等</p> <p>② 他の法人の工場構内等で、プラント整備や運送の事業拠点として、工場の一画を間借りした事務所等</p>	<input type="checkbox"/> 合計した <input type="checkbox"/> 合計していない <input type="checkbox"/> 含めている <input type="checkbox"/> 含めいない または該当が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度終了の日現在における数値ではありませんので、注意が必要です。 ・主たる事業が倉庫業や鉄軌道事業である場合、事務所等を分割基準の算定に使用しません。 ・事務所等の認定に当たっては、「事業の必要性・継続性」や「人的・物的設備」の有無により判断します。 ・人的設備とは、事業に対して労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいいますが、物的設備を有する場所に常時勤務することを必要としません。 ・物的設備は当該法人の所有するものであるか否かにかかわらず、事業の目的のために供されるものであれば足ります。